

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。 さらに、独立形ランプソケットの外郭は、分類及び表示の規定を含め、JIS C 8105-1 の要求事項を満たさなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 箇条9 9.3 9.5 箇条11 11.3 11.4	箇条6 定格 6.1 直列接続されたランプを電源に接続することを意図した、ランプソケットの定格電圧は、規定値を超えてはならない。 箇条9 寸法 9.3 受金ねじ部及び接点の厚さは、規定する値以上でなければならない。 9.5 ランプソケットの差込口のねじは、指定されたいずれかのねじサイズでなければならない。 箇条11 端子 11.3 端子は、導体を締め付けたり緩めたりするときに、端子が緩まないように固定しなければならない。 11.4 ねじ端子は、導体を所定の位置に保持する金属面に十分な押し圧を加えても、導体に損傷を与えない設計で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.7	なければならない。 11.7 端子は、導体を正しく取り付けした後、充電部と可触金属部との間で偶発的に接触する危険がないように配置しなければならない	
				箇条13	箇条13 構造	
				13.11	13.11 通常の使用上、接点は、有効で確実な接触を保証するように設計し、組み立てなければならない。	
				箇条15	箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	
				15.2	15.2 防滴形ランプソケットのインレット開口部は、電線を伝う水滴がランプソケットの内側に達するおそれがないような方法で、電源電線の接続ができなければならない。	
				箇条16	箇条16 機械的強度	
				16.9	16.9 背板形ランプソケットは、損傷することなく支持物への固定に耐える設計でなければならない。	
				箇条17	箇条17 ねじ、通電部及び接続	
				17.3	17.3 電氣的接続は、接触圧力が、セラミック以外の絶縁材料を通して伝達されないように設計しなければならない。	
				箇条20	箇条20 熱耐久性	
				20.3	20.3 接点及びその他の通電部分は、過度の温度上昇を防	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					止するような構造でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	<p>箇条4 一般要求事項</p> <p>ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。</p> <p>さらに、独立形ランプソケットの外郭は、分類及び表示の規定を含め、JIS C 8105-1の要求事項を満たさなければならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	<p>箇条8</p> <p>8.1</p> <p>8.2</p>	<p>箇条8 表示</p> <p>8.1 規定のランプソケットには、次の事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 定格電流 アンペア (A) － 定格電圧 ボルト (V) － 定格イグニッション電圧が次の値よりも高いときは、その値 キロボルト (kV) <p>8.2 単位記号を使用する場合、電流に対してA (アンペア)、電圧に対してV (ボルト) を用いなければならない。</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	<p>箇条15</p> <p>15.3</p> <p>箇条19</p>	<p>箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>15.3 ランプソケットは、通常の使用状態で起こり得る湿度条件に耐えなければならない。</p> <p>箇条19 通常動作</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.2	通常の使用によって、過度の摩耗又はその他の通常の使用を阻害する変化があつてはならない。 通常動作で予想される温度上昇及び振動によって、電気的接続の緩みが起こってはならない。 箇条22 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対する抵抗力 22.2 鉄の部分は、ランプソケットに危険を生じさせるようなさびが生じないように適切に保護しなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.1 箇条21 21.5	箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 防滴形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない 箇条21 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 21.5 防滴形ランプソケットの場合、充電部又はELV部分を正しい位置に保持する絶縁用部品は、十分な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.5	箇条10 感電に対する保護 10.5 指定されたランプソケットの外部部品は絶縁材料製でなければならない。ただし、ねじを切った差込口、及び故障したときにも充電部となるおそれがない部品は除く。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条12 12.4 箇条13 13.3 箇条20 20.1 箇条21 21.1	箇条12 接地接続の手段 12.4 保護接地端子に使用する金属は、保護接地導体の銅との接触で発生する腐食のおそれがない材質でなければならない。 箇条13 構造 13.3 スイッチ付きランプソケットの可触部品は、絶縁材料製でなければならない。 箇条20 熱耐久性 20.1 ランプソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 箇条21 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 21.1 絶縁材料 接点を保持する部分、絶縁材料製ランプソケットの外付け部分及び導電性の外面をもつ絶縁材料製の外付け部分は、耐熱性でなければならない。	
第七 条 第1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 箇条14 14.5	箇条10 感電に対する保護 10.1 指定されたランプソケットは、ランプロ金の挿入中に充電部になるとき、ランプロ金に接触しないように設計しなければならない。 箇条14 スイッチ付きランプソケット 14.5 スイッチ操作部は、充電部から効果的に絶縁しなければならない。また、スイッチ操作部が折れるか又は損傷し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					た場合に、充電部が露出してはならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ うに抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条12 12.1 12.2	箇条12 接地接続の手段 12.1 保護接地を口出し線以外によって行う、ねじを切っ た差込口があるランプソケット、コードグリップランプ ソケット及び背板形ランプソケットは、一つ以上の保護 接地端子をもたなければならない。 12.2 保護接地端子のないランプソケットの場合、絶縁破 壊したときに充電部となる可触金属部分は、確実な保護 接地を施せる手段が備わっていなければならない。外側 枠が金属製であって、二重絶縁又は強化絶縁によって充 電部から保護されていない場合は、金属ドームと外側枠 との間に保護接地の連続性がなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 12.5 箇条13 13.2 箇条15	箇条12 接地接続の手段 12.5 締付ねじを含むコードの固定用の金属製部品は、保 護接地回路から絶縁しなければならない。 箇条13 構造 13.2 ランプソケットのドームの内側には、電源電線のた めの十分な空間がなければならない。電源電線が接触す る可能性のあるランプソケットの部品は、鋭い縁又は絶 縁を損傷するおそれのある形状があってはならない。 箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.4 箇条18 18.1	15.4 絶縁抵抗及び耐電圧は、次の箇所において、適切でなければならない。 a) 異極の充電部間。 b) 充電部と外部（金属）部品との間。背板形ランプソケット（ランプレセプタクル）の底部又は外郭固定用ねじ、及び可触の組立用ねじを含む。 箇条18 沿面距離及び空間距離 18.1 沿面距離及び空間距離は、ランプソケットを通常の使用状態のように取り付け、ランプをランプソケットの中に挿入するとき、規定の値以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.2	箇条21 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 21.2 感電に対する保護を備えた、絶縁材料製の外付け部品及び充電部又は特別低電圧部分を正しい位置に保持する絶縁材料製部品は、耐炎性及び耐着火性でなければならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。 さらに、独立形ランプソケットの外郭は、分類及び表示の規定を含め、JIS C 8105-1の要求事項を満たさなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条16 16.8	箇条16 機械的強度 16.8 差込口及びパッキング押さえは、通常 の取付け及び使用中に発生する機械的スト レスに耐えなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、必要な強度を 持つ設計その他の措置が講じられるものと する。	■該当 □非該当	箇条16 16.1 16.3 箇条17 17.1 箇条19	箇条16 機械的強度 16.1 ランプソケットは、十分な機械的強 度を持ち、ランプの挿入だけでなく電線管 への挿入によって生じる力に耐えなければ ならない。 16.3 外側枠とドームとの機械的強度の試 験後、外側枠とドームとの間の接続の緩み や、その他の損傷があってはならない。 箇条17 ねじ、通電部及び接続 17.1 ねじ及び機械的接続は、これらが故 障したとき、ランプソケットの安全性を損 なう可能性がある場合、通常の使用におい て発生する機械的応力に耐えなければなら ない。 箇条19 通常動作 通常動作で予想される温度上昇及び振動 によって、電気	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					的接続の緩みが起こってはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。 さらに、独立形ランプソケットの外観は、分類及び表示の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					規定を含め、JIS C 8105-1の要求事項を満たさなければならぬ。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.2	箇条9 寸法 9.2 ランプソケットは、全ての適合するランプを挿入したとき電氣的接続ができなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音を発生する要因がないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.2 8.3 8.5	箇条8 表示 8.2 単位記号を使用する場合、電流に対してA（アンペア）、電圧に対してV（ボルト）を用いなければならない。 8.3 水の浸入に対する保護等級は、ランプソケットの外郭上に表示しなければならない。 保護接地端子は、規定の記号によって示さなければならない。また、この記号は、ねじ、及びその他の容易に外すことができる部品の上に付けてはならない。 8.5 表示は、耐久性があり、容易に読めなければならない。	
第二十条 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280:2021

規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているもの限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—